

自転車損害賠償保険等に関する宮城県ホームページ掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車安全利用条例（令和2年宮城県条例第50号。以下「条例」という。）第14条に定める自転車損害賠償保険等への加入促進を図るため、自転車損害賠償保険等を取り扱う事業者の情報を宮城県が管理する公式ホームページに掲載するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県ホームページ 宮城県が管理する公式ホームページ内の企画部地域交通政策課が管理するページ
- (2) 自転車損害賠償保険等 条例第2条第11号に定める自転車損害賠償保険等
- (3) 県民等 条例第2条第2号に定める県民等
- (4) 担当課長 宮城県企画部地域交通政策課長

(掲載の目的)

第3条 条例第14条の趣旨に則り、自転車損害賠償保険等への加入を検討する県民等の利便性の向上を図り、もって加入の促進を図ることを目的とする。

(掲載の対象となる事業者)

第4条 県ホームページに掲載する事業者は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 一般社団法人日本損害賠償保険協会の会員
 - イ 一般社団法人外国損害賠償保険協会の正会員
 - ウ 一般社団法人日本共済協会の正会員
 - エ 一般社団法人生命保険協会の社員
 - オ その他担当課長が認める者
- (2) 県民等に提供できる自転車損害賠償保険等を扱っていること。

(掲載事項)

第5条 県ホームページに掲載する事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業者名（通称名を掲載する希望がある場合、併せて掲載する。）
- (2) 問い合わせ先（名称、電話番号その他の連絡先及び受付日時を掲載する。）
- (3) リンク（リンク先ページは、原則として自転車損害賠償保険等に関する情報を掲載したページとする。）

(掲載の申請)

第6条 県ホームページへの掲載を希望する事業者は、別紙様式第1号に記入の上、次の各号に掲げる書類を添えて担当課長に申請する。

- (1) 申請者が第4条の要件を満たすことを確認できる資料
- (2) リンク先ページ（最初に表示されるページ）をヘッダー及びURLが表示された状態で印刷したもの

（掲載の承認等）

第7条 担当課長は、前条の申請について、提出書類に不備がある場合又は県民等の利便性の向上を図る場合など必要に応じて書類の修正又は追加提出を求めることができる。

- 2 担当課長は、前項の手続も含め、前条の申請書類が調いしだい、第4条及び次項の要件等を確認した上で承認の可否を決定する。
- 3 前条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、県ホームページへの掲載は行わない。
 - (1) 法令その他公序良俗に反する場合
 - (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
 - (3) 問い合わせ先又はリンク先の内容が、県民等の利便性の向上を図ることができないおそれがある場合
- 4 担当課長は、掲載を承認したときは、第5条に定める事項を県ホームページに掲載し、別紙様式第2号により事業者へ通知する。

（事業者の責務）

第8条 県ホームページへの掲載が認められた事業者（以下、「掲載事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 条例に規定する自転車損害賠償保険等について、問い合わせ窓口の担当職員に周知するとともに、県民等からの問い合わせに誠意をもって対応するよう指導すること。
- (2) 県民等の利便性の向上を図るため、事業者のホームページ及び問い合わせ窓口等において、分かりやすい説明及び表現に努めること。
- (3) 事業者のホームページ及び印刷物等において、事業者の商品を宮城県が推奨しているかのような誤解を与え、又は消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのある表現を用いないこと。

（掲載事項の変更）

第9条 掲載事業者は、第5条の掲載事項の変更を希望する場合は、別紙様式第1号に、変更を確認するために必要な書類を添えて、担当課長へ申請する。

- 2 担当課長は、前項の申請について、第7条に準じて承認等を行う。

（掲載の終了）

第10条 掲載事業者は、掲載の終了を希望する場合は、別紙様式第1号により担当課長へ申請する。

- 2 担当課長は、前項の申請があったときは、県ホームページから掲載事業者の情報を削除するとともに、別紙様式第2号により掲載事業者に対して県ホームページへの掲載終了を通知する。

（電子ファイルによる申請及び通知）

第 11 条 第 6 条、第 9 条第 1 項及び前条第 1 項に基づく別紙様式第 1 号及び添付書類による申請並びに第 7 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び前条第 2 項に基づく別紙様式第 2 号による通知については、PDF 形式の電子ファイルを使用することができる。

(掲載の中止)

第 12 条 担当課長は、掲載事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、県ホームページへの掲載を中止することができる。

- (1) 第 4 条に該当しないと認められるとき。
- (2) リンク先の掲載内容が第 7 条第 3 項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 第 8 条各号に掲げる事項を遵守しないと認められるとき。
- (4) その他、県ホームページへの掲載を継続することが適切でないと認められるとき。

(免責)

第 13 条 宮城県は、県ホームページに掲載した第 5 条の掲載事項及びリンク先ページの内容に関し、一切その責任を負わない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、自転車損害賠償保険等に関する県ホームページへの掲載について必要な事項は、担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

宮城県ホームページへの掲載等申請書

年 月 日

宮城県企画部地域交通政策課長 殿

所在地
事業者名等
代表者職氏名

宮城県ホームページに自社の情報を掲載等（新規掲載・掲載事項変更・掲載終了）したいので、自転車損害保険等に関する宮城県ホームページ掲載要綱に記載されている内容に同意の上、関係資料を添えて申請します。

記

①申請内容		<input type="checkbox"/> 新規掲載 <input type="checkbox"/> 掲載事項変更 <input type="checkbox"/> 掲載終了
②県ホームページ掲載事項	事業者名	正式名称 通称名
	問合せ先 (窓口)	名称： 連絡先（電話番号等）： 受付日時：
	リンク	リンク先ページのURL： リンク先ページにある保険商品名等：
③掲載開始又は終了 についての希望日時	<input type="checkbox"/> 無 県の確認終了後、速やかな掲載（掲載終了）を希望 <input type="checkbox"/> 有（ 月 日 午前・午後 時をもって開始・終了）	
④県ホームページ 掲載希望箇所 (対象者の別)	<input type="checkbox"/> 個人向け保険 <input type="checkbox"/> 事業者向け保険 <input type="checkbox"/> 自転車貸付業者向け保険 (①～③の全てが同一となる場合は複数選択可。それ以外の場合は、対象者ごとに申請してください。)	

(添付資料（要綱第6条関係）) ※新規掲載、掲載事項変更の場合のみ。

- 1 申請者が要綱第4条各号の要件を満たすことを確認できる資料
- 2 リンク先ページ（最初に表示されるページ）をヘッダー及びURLが表示された状態で印刷したもの

所属 担当者 電話番号 メールアドレス

地 交 号 外
年 月 日

申 請 者 殿

宮城県企画部地域交通政策課長
（ 公 印 省 略 ）

宮城県ホームページへの掲載等について（通知）

年 月 日付で申請のありました（新規掲載・掲載事項変更・掲載終了）について、
（掲載開始・掲載変更・掲載終了）したので承知願います（下記の理由により承認しません）。

〔記〕